

「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」

第1回 次第

令和4年1月31日（月）
10:00～12:00
於：第1特別会議室

- 1．開会
- 2．職員福祉局長挨拶
- 3．座長挨拶
- 4．出席者紹介
- 5．研究会の運営等について
- 6．事務局からの資料等の説明
- 7．意見交換
- 8．閉会

「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」

第1回 資料目次

資料1 テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会の開催について・・・・・・・・・・ 1

資料2 テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会の運営等について(案)・・・・・・・・ 2

資料3 考えられる論点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

資料4 開催スケジュール(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方
に関する研究会の開催について

1．開催趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、官民を問わずテレワークによる働き方が広がってきている。国家公務員については、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」(令和3年3月30日改定。各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)において、令和7年度までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、如何なる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備することを目指すとしている。

人事院は、令和3年8月の人事院勧告時の報告において「各府省の取組状況や民間の動向等を踏まえつつ、現行のフレックスタイム制の柔軟化など、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方について検討を行うため、有識者による研究会を設ける」旨を表明したところであり、これを踏まえ、「テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会」を開催する。

2．主な検討事項

- (1) フレックスタイム制の柔軟化、休憩時間の柔軟化、テレワーク中のみなし勤務や裁量勤務制の適用、現行の勤務時間制度の見直しの方向性
- (2) テレワークを行う職員の作業環境の整備や健康状態の把握等の在り方
- (3) 勤務間インターバル確保の方策
- (4) その他テレワークの推進に資する制度運用面の改善等

3．運営

- (1) 本研究会は、職員福祉局長が有識者(別紙参照)の参集を求めて開催する。
- (2) 本研究会は、必要に応じて、関係府省庁等をオブザーバーとすることができる。
- (3) 本研究会の庶務は、職員福祉局職員福祉課が行う。

以 上

(別紙)

テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の
在り方に関する研究会 委員名簿

【座長】	あらき たかし 荒木 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	いしざき ゆきこ 石崎 由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
	おだ ゆうき 小田 勇樹	日本大学法学部公共政策学科専任講師
	かぜかみ さちこ 風神 佐知子	慶應義塾大学商学部准教授
	かわた たくゆき 川田 琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
	きたじま しゅうさく 北島 周作	東北大学大学院法学研究科教授
	くろだ れいこ 黒田 玲子	東京大学環境安全本部准教授(産業医)
	しょうずがわ ゆうこ 小豆川 裕子	常葉大学経営学部教授

(五十音順、敬称略)

テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会の運営等について（案）

- 1．座長が指名する委員を座長代理とする。
- 2．本研究会は、オンライン又は対面により開催する。
- 3．自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、傍聴は原則として関係部局に限るものとする。ただし、座長が必要と認める場合はこの限りでない。
- 4．研究会終了後、配付資料及び議事録（発言者氏名あり）を公表する。ただし、以下に該当する場合は、配付資料又は議事録の一部を非公表とすることができる。非公表とする場合には、その理由を明示するとともに、議事録を非公表とする場合はこれに代えて議事要旨（発言者氏名なし）を公表する。
 - （1）公表することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合
 - （2）公表することにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合その他非公表とすることが必要と座長が認める場合

考えられる論点

1. テレワークという働き方について

【現状】

現行の勤務時間や安全衛生の制度は、官署で勤務することを前提としている。

国家公務員のテレワークについて制度的に定める法令はなく、職員は職務命令に基づきテレワーク勤務を行っている。

国家公務員は、国家公務員法第101条において、「勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」とされている（職務専念義務）。

【具体的な論点（例）】

働く場所を決めるのは使用者の権限か、職員の希望をどの程度踏まえるべきか。働く場所は労働条件か、管理運営事項か。法令においてルールを定める必要はあるか。

テレワークという働き方において、自宅で勤務する場合と、自宅以外の場所で勤務する場合とで違いはあるか。転勤や出張と比較してどうか。

テレワーク中の短時間の職務からの離脱（育児への対応等のため）については、職務専念義務との関係でどのように整理していくことが適当か。

いわゆる「つながらない権利」について、公務員に認めることは可能か。

職員の健康安全確保の観点から、テレワーク時のパソコンの配置や照明、温度・湿度環境等について、どのように確認・改善していくことが考えられるか。

上司や同僚とのコミュニケーションが取りづらいために業務上の不安や孤独を感じるものが心身の健康に影響を与えるおそれがあることを踏まえ、どのような対策を講じていくべきか。

2. 国家公務員の柔軟な働き方について

【現状】

国家公務員の勤務形態は、官執勤務、フレックスタイム勤務、交替制勤務があり、どの勤務形態を採るかは各省各庁の長に委ねられており、テレワークの状況も職種、職域により区々である。

国家公務員の勤務時間は、フレックスタイム勤務を含めて、事前に各省各庁の長が割り振るものとされ、手続きの煩雑さから必ずしもフレックスタイム制の利用は進んでいない。

休憩時間について、長さ（60分又は45分で原則として分割不可）や置き方（おおむね4時間ごとに置く）について規制を設けている。

テレワークを念頭に置いた制度は、一日の一部で在宅勤務を行う場合における移動又は育児介護に係る時間を確保するための休憩時間の延長のみとなっている。また、勤務時間法第10条に「みなし勤務」の規定が存在するが、これは終日の研修等のみが対象であり、テレワークの場合は対象としていない。

【具体的な論点（例）】

フレックスタイム制度について、一般の職員の場合、コアタイムは休憩時間（通常60分）を除き5時間設けることとしているが、テレワークにより対面を前提としない働き方が一般的となってきていることを踏まえれば、コアタイムは現行よりも短縮してもよいのではないか。

少なくともテレワーク時については、休憩時間の長さや置き方について、職員の希望に応じて柔軟に設定できるようにしてもよいのではないか。

テレワークを行う場合に、民間法制のような、事後清算型のフレックスタイム制や事業場外みなし労働時間制を導入することは考えられるか。

裁量勤務制（招へい型任期付研究員（特に優れた研究業績を有する研究者を招へいして研究業務に従事させるもの）のみ認められている）について、適用範囲を広げることをどう考えるか。

（参考資料1－ 「現行の勤務時間制度の概要等」 1～3頁参照）

3．国家公務員に勤務間インターバル制度を導入することについて

【現状】

勤務間インターバルの確保について、民間法制は努力義務となっているが、公務においては義務づけたものはないが、超過勤務による疲労蓄積を防止する観点から、職員福祉課長通知において、早出遅出勤務の参考モデルを示している。

(参考資料1－ 参照)

過労死等防止やワーク・ライフ・バランス確保の観点から、国家公務員に勤務間インターバル制度の導入を求める意見がある。

【具体的な論点(例)】

公務において勤務間インターバル制度を導入する場合、具体的な制度設計としてはどのようなものが考えられるか(例：超過勤務の制限、翌日の勤務時間の後ろ倒し、勤務したものとみなす等)。

特に、公務の場合、災害対応、法律の立案、国会対応など、緊急で対応する必要があり、勤務間インターバルの確保が困難な場合も想定されるが、このような場合の例外的な取扱いについてどう考えるか。

他の職員でも代替可能な執行業務等に従事する場合と、政策の企画・立案など代替困難な業務に従事する場合とで、勤務間インターバルの内容や例外的取扱いに差を設ける必要はあるか。

仮に導入する場合、一般の職員と比べて特に勤務強度の高い交替制勤務職員について、先行して導入することは考えられるか。

開催スケジュール（案）

第1回（令和4年1月31日（月））

- ・ 国家公務員の勤務時間制度等の現状
- ・ 各回で取り上げる論点と各委員の問題意識・意見交換

第2回（令和4年2月28日（月））

- ・ 内閣人事局及び職員団体からのヒアリング
- ・ ヒアリングを踏まえた意見交換

第3回（令和4年4月頃）

- ・ テレワークに対応した勤務時間制度
- ・ テレワーク中の健康確保
- ・ 意見交換

第4回（令和4年6月頃）

- ・ これまでの議論の集約（早期に講ずべき事項の中間報告）
- ・ 意見交換

第5回（令和4年9月頃）

- ・ 今後の検討課題
- ・ 勤務間インターバル
- ・ 意見交換

第6回（令和4年11月頃）

- ・ より柔軟な働き方（テレワーク中のみなし勤務の適用、裁量勤務制の拡大等）
- ・ 意見交換

第7回（令和5年1月頃）

- ・ 勤務時間管理の在り方
- ・ 意見交換

第8回（令和5年3月頃）

- ・ これまでの議論の集約
- ・ 意見交換

第9回（令和5年5月頃）

- ・ 研究会報告書案の骨子の検討
- ・ 意見交換

第10回（令和5年6月頃）

- ・ 研究会報告書案の検討

各回における検討事項や開催スケジュールは現時点の事務局案であり、研究会の議論によって適宜変更する。